

行政相談

行政相談は、国や県、市町村などの仕事について、皆さんから苦情や意見・要望などを伺い、その解決を図る制度です。

行政相談員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、皆さんの身近な相談相手です。また、行政相談員宅では、いつでも相談に応じています。お気軽にご相談ください。

開催日〓 毎月第1水曜日 午後1時～4時 毎月第4水曜日 午後1時～4時 場所〓 田原福祉センター 赤羽根福祉センター 松井直さんまっすいたしノ神戸町サルガク3

☎22局2230
中村都祁子なかもらとよこさんノ赤羽根町荒古21
☎45局2377
福祉課（田原福祉センター）
☎23局3512

消費生活相談

田原市では、消費生活相談を行っています。消費者被害や消費者トラブルなど日常の消費生活についてお困りの方は、ぜひご利用ください。

日時〓 毎月第1・第3水曜日 午

前10時～正午 場所〓 田原福祉センター 相談料〓 無料
商工観光課 ☎23局3516

基本健康診査・がん検診

ご自身の健康を守るために、年に一度は健診を受けましょう。

実施期間〓 11月30日まで 1月31日まで 検診場所〓 市内指定医療機関 検診内容〓 基本健康診査・大腸がん検診・子宮がん検診 胃がん検診・乳がん検診 受診料〓 無料

健康課（田原福祉センター）
☎23局3515



裁判員制度について

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に施行されます。

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近でわかりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながることが期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどでも行なわれています。

詳しくはホームページにて

名古屋地方裁判所事務局総務課
☎052(203)1661
http://www.courts.go.jp/



心の健康相談

日時〓 11月2日（火）午後1時30分～3時30分 場所〓 豊川保健所 田原支所講堂 テーマ〓 うつ病を理解する 講師〓 可知病院院長・稲田脩先生 申し込み〓 10月29日（金）までに電話にて

豊川保健所田原支所
☎22局1238

10月は土地月間

土地は、所有するためのものではなく、有効に利用してはじめて価値のあるものになります。利用されない土地は周辺の状況を考えながら適切な利用を進めていくことが大切です。豊かで住み良い地域を築いていくため、この機会に土地の有効利用について考えてみましょう。

企画課 ☎23局3507